

事 務 連 絡
令和3年6月10日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会
一般社団法人日本添乗サービス協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

職場における積極的な検査等の実施について

令和3年5月28日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされました。

これを受けて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1のとおり積極的な検査等の実施について所管事業者、団体及び独立行政法人に対し周知・働きかけを行うよう依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましては、傘下会員に対しまして、別添1のとおり積極的な検査等の実施について、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】別紙ご参照

【添付資料】

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「職場における積極的な検査等の実施について」

(ご参考) (別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」に関する依頼について

各府省庁におかれては、所管団体等に対し、職場における積極的な検査等を実施するよう、周知・働きかけを行うとともに、都道府県における個別企業への取組の働きかけに対する連携の協力をお願いします。

事務連絡

令和3年6月1日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

職場における積極的な検査等の実施について

平素より大変お世話になっております。

職場における感染拡大防止については、これまでも、各府省庁において、業種別ガイドラインの遵守徹底等を通じた対策を推進いただいているところです。

今回、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月28日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）にて、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、（略）職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされたところです。

このため、職場における抗原検査簡易キット等を活用した積極的な検査等を実施する際の実施手順を別添のとおり取りまとめましたので、各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、別添の実施手順を参考にしつつ、積極的な取組がなされるよう、周知・働きかけをお願いします。（なお、別添の実施手順における「初動対応における接触者」の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等については改めてご連絡します。）

特に、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）や、寮・宿日直等従業員同士が寝食等の場を共有する場で生活する環境など、従業員同士等の濃厚接触が生じやすい環境にあり、これまでのクラスターの発生状況等を踏まえ、クラスターの発生が懸念される職場に関しては、重点的な取組の働きかけをお願いします。

また、都道府県に対しても、令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、感染拡大地域におけるクラスターの発生が懸念される職場に関する、個別の事業所に対する地域の実状に応じた重点的な取組の働きかけを依頼しており、各府省庁におかれましても、地方支分部局等とも情報共有を図りつつ、都道府県との連携に協力いただきますようお願いいたします。

なお、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等からの問合せに対しては、各府省庁において対応することとし、必要に応じ、各府省庁から、末尾に示す内閣官房の連絡先に問合せ等を行うことをお願いいたします。

●本事務連絡全般に関する問い合わせ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（検査班 職場における検査担当）

TEL: 03-3595-3536

MAIL: shokuba@mhlw.go.jp

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者： 清水、山口

TEL: 03-6257-1309

MAIL: aki.shimizu.r5a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

(別添)

職場における積極的な検査等の実施手順

1. 事業所内に診療所が所在する場合

(1) 利用に向けた事前準備

- ・事業所内の診療所や健康管理部門が連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備する。
※ただし、職域におけるワクチン接種に協力している事業所についてはその限りではない。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・事業所内の診療所が、民間流通により抗原簡易検査キットを購入する。事業所内の診療所において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。
- ・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリの導入を検討したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請する。
(※) 典型的な事例として「健康観察 CHAT」の概要を例示として添付しますのでご参照ください。
- ・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(2) キットを利用した検査の実施

- ・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、その従業員に対し、社内診療所等において、医療従事者の管理下で抗原定性検査等(※)を実施する。
※検査方式はPCR検査でも可能。

(3) 陽性判明時：確定診断から保健所への接続

- ・現場の医師が確定診断までできる場合は、確定診断を行う。陽性と診断されれば、保健所に報告する。
- ・現場の医師が確定診断を行えない場合には、PCR等検査を用いて確定診断を行える医療機関を紹介する。当該医療機関で確定診断を受け、陽性と判断されれば、保健所に報告する。
- ・いずれの場合でも、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、確定診断で陰性が出ない限り、療養を行う。
(※) 抗原定性検査の結果が陰性の場合、偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。また、症状が快癒するまで自宅待機とし、その後現場の医師の判断で解除するなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じる。
- ・更に、その後の積極的疫学調査の円滑な実施に資するよう、事業所で行動歴を把握する。

(4) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

- ・所属部局が中心となって、その後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する(※)。

(※) 特定に当たっての基準は、後日速やかにお伝えします。

・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

① 速やかに帰宅させ、自宅勤務を指示する（発症日2日前又は最終接触日の遅い方から2週間を目安）。ただし、最初の陽性者の確定診断が陰性だった場合又は保健所から濃厚接触者として特定されず、②の検査で陰性であった場合には自宅勤務を解除する。

② 感染拡大地域において、最初の陽性者の確定診断が陽性だった場合には、上記に基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「初動対応における接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付する。このPCR検査等は行政検査として取り扱う(※)。

(※) 詳細については、後日速やかにお伝えします。

2. 事業所内に診療所が所在しない場合

(1) 利用に向けた事前準備

- ・提携医療機関（コロナ診療を行えるところに限る。）と事業所とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備しておく。提携医療機関がない場合は新たに地域の医療機関と提携して対応する。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・提携医療機関が、民間流通により抗原簡易検査キットを購入する。提携医療機関において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。
- ・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリの導入を検討したうえで、健康観察アプリのリスト(※)の中から、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請。

(※) 典型的な事例として「健康観察 CHAT」の概要を例示として添付しますのでご参照ください。

- ・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(2) キットを利用した検査の実施

- ・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、提携医療機関を受診し、抗原定性検査等(※)を受ける。

※検査方式はPCR検査でも可能。

(3) 陽性判明時：確定診断から保健所への接続

- ・提携医療機関の医師が確定診断を行う。陽性と診断されれば、保健所に報告する。

- ・ いずれの場合でも、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、確定診断で陰性が出ない限り、療養を行う。

(※) 抗原定性検査の検査結果が陰性の場合、偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。また、症状が快癒するまで自宅待機とし、その後現場の医師の判断で解除するなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じる。

- ・ 更に、その後の積極的疫学調査の円滑な実施に資するよう、事業所で行動歴を把握する。

(4) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

- ・ 所属部局が中心となって、その後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。

(※) 特定に当たっての基準は、追って速やかにお示しします。

- ・ 上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

① 速やかに帰宅させたくえで、自宅勤務を指示する（発症日2日前又は最終接触日の遅い方から2週間を目安）。ただし、最初陽性者の確定診断が陰性だった場合又は保健所から濃厚接触者として特定されず、②の検査でも陰性であった場合は、自宅勤務を解除する。

② 感染拡大地域において、最初の陽性者の確定診断が陽性だった場合には、上記に基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付。このPCR検査等は行政検査として取り扱う。

(※) 詳細については、後日速やかにお伝えします。



出勤前、 たった1分でできる 健康観察

目に見えないウイルスという敵と戦う日々。

見えない分、自分の状態をしっかりと把握することが重要です。

健康観察CHATは日々の健康状態を記録・管理し、様々なシーンでの“安心”を提供します。

500団体 3200グループ
約20万人が使用中

自治体・介護事業所・民間企業・学校・スポーツイベント運営など
長崎県クルーズ船でのコロナ対応で活用
全国保健所（90施設）で濃厚接触者の健康管理
検疫所軽症者の健康 管理
国立感染症研究所でも採用

健康観察CHATの使い方

体温を含む
20項目

慣れたら
約**1分**で完了!

各自のスマホを使って、チャット形式で簡単に入力

新型コロナウイルス対策に実際にご尽力されている感染症専門医監修のもと、厳選した観察項目のみ入力。慣れたら約1分で入力完了！

管理者



可視化されたグラフを元に組織全体を把握・管理

入力された健康観察情報は、すべてデータで一元管理⇒グラフ化。組織全体を把握して異変に気付くことが、クラスター早期検知につながる。

監修：福島県立医科大学総合内科・臨床感染症学講座 山藤栄一郎教授

利用シーン



企業

接客や訪問作業など、従業員が安心して働くために

お客様訪問がある接客クルーやどうしても出社せざるを得ない職場でも、安心して働くことを目指します。



教育現場・研究機関

生徒/学生が交流する中でも素早く状況を把握するために

クラス単位で子どもの健康を把握することで教室はもちろん放課後・部活動での感染経路を素早く捉え、早期対応を叶えます。



スポーツ

アスリートが安心してパフォーマンスするために

参加者全員の試合までの状況を把握し、感染の可能性が低いことを確認。余計な心配なく思いきり試合に臨める環境を整えます。



病院・介護施設

院内感染・高齢者の重症化ハイリスクを事前に防ぐために

ウイルス感染でのリスクが大きい病院・介護施設において、医療・介護従事者の院内感染や高齢者施設における重症化予防を目指します。



コンセプトムービー

既に導入されている長崎県の健康観察チャット「N-CHAT」のコンセプトムービーをぜひご覧ください。

お問い合わせ先

富士通株式会社 新型コロナウイルス感染症対策支援チーム
fj-HC_expandSupport@dl.jp.fujitsu.com

令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、積極的な取組がなされるよう、周知・働きかけをお願いしていた件について、その取組状況の報告をお願いするものです。

事務連絡
令和3年6月7日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」
に関連する依頼について

平素より大変お世話になっております。

先般、令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、各府省庁に対して、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、積極的な取組がなされるよう、周知・働きかけをお願いしていたところです。

今般、上記事務連絡の内容に関連し、2点依頼事項がございますので、下記の項目について、それぞれ締め切りまでにご報告をいただきますようお願いいたします。

依頼事項1：一般的な周知・働きかけについて

- ・職場における積極的な検査等の実施につき、上記事務連絡において、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する一般的な周知・働きかけをお願いしていたところです。この点について、各府省庁から周知・働きかけを行った所管団体等のリストについて、6月16日（水）までに、様式1を用いて当室宛てメールによりご報告をお願いします。
- ・6月16日（水）時点で、周知・働きかけを行う予定である場合については、様式1の備考欄にその旨を記載の上、ご提出いただき、依頼事項2の報告締切日までにあらためて実施後の内容を記載して様式1をご提出ください。

依頼事項 2：重点的な取組の働きかけについて

- ・これまでのクラスターの発生状況等を踏まえ、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）や、寮・宿日直等従業員同士が寝食等を共有する場で生活する環境など、従業員同士の濃厚接触が生じやすく、クラスターの発生が懸念される職場に関しては、上記事務連絡において、重点的な取組の働きかけをお願いしていたところです。
- ・この点につき、重点的な働きかけを行う際の参考資料として、今般、当室において「職場におけるクラスター発生事例」（資料1）及び「ニュース検索による業態別の集団発生の状況」（資料2）を取りまとめましたので共有します。なお、資料1については公表しないことを前提に自治体の協力を得て作成したものであり、各省限りの取扱いとしてください。
- ・なお、関連して、6月3日に開催された、内閣官房長官主催の「在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化に関する関係省庁会合」（資料3。以下「関係省庁会合」という。）でも、在留外国人に関連する職場や寮におけるクラスターの事例をまとめたうえで（※1）、技能実習生等が多く就労する職場は、クラスターが発生した環境にあることが多いと考えられることから、こうした職場に対する関係省庁からの重点的な働きかけをお願いしたところです（資料4 P1、P7参照）。
更に、関係省庁会合では、「職場における抗原簡易キット等を活用した検査の重点的な取組」及び「留学生が多い日本語教育機関や専門学校における抗原簡易キットを活用した重点的な検査」について、「関係省庁連携の上、早急に対策をまとめ、速やかに実施する」（※2）こととされています（資料5参照）。

※1 当日の机上回収資料では、事例の詳細についても共有している旨申し添えます。

※2 在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化＜検討課題＞（抄）

我が国に在留する外国人に対し、ワクチン接種を含む新型コロナウイルスの感染予防のための支援等を円滑かつ着実に推進するため、（略）国において集住地域の地方公共団体等と協力し、各種支援を着実にかつ、集中的に実施する必要がある。そこで、関係省庁連携の上、以下の課題につき早急に対策をまとめ、速やかに実施することとする。

2 職場における感染予防のための支援の徹底【厚労省、法務省等】

・職場における抗原簡易キット等を活用した検査の重点的な取組

3 外国人留学生の感染予防のための支援の徹底【文部科学省、法務省等】

・留学生が多い日本語教育機関や専門学校における抗原簡易キットを活用した重点的な検査

- ・各府省庁におかれては、これらの資料も参照し、また、省内で把握されている業態ごとの職場の実情等も踏まえつつ、重点的な働きかけを行っていただきますようお願いいたします。
働きかけに当たっては、例えば所管団体等の定例役員会、理事会、総会等の場を活用するほか、所管団体等の役員企業等に対する個別の働きかけ等を実施することが考えられます。
- ・こうした重点的な働きかけに関し、働きかけを行った所管団体及びその態様（働きかけを行った者、働きかけの場等）について、7月2日（金）までに様式2を用いて当室あてメールによりご報告をお願いします。
- ・7月2日（金）時点で、重点的な働きかけを行う予定である場合については、様式2の備考欄にその旨を記載の上、ご提出ください。その後の取組状況について、個別にフォローアップさせていただく場合がございますのでご承知おきください。

<添付資料>

- 資料1 「職場におけるクラスター事例」※各省限り
- 資料2 「ニュース検索による業態別の集団発生の状況」
- 資料3 「在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化に関する関係省庁会合（案）」
- 資料4 「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室提出資料」（関係省庁会合資料2-1）
- 資料5 「在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化<検討課題>」（関係省庁会合資料1）

●本事務連絡全般に関する問い合わせ先及び様式提出先
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者： 清水、山口
TEL： 03-6257-1309
MAIL： aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

ニュース検索による業態別の集団発生の状況

No	業態	所在地	人数	報道日	備考
1	コールセンター	札幌市	10	5月28日	
2	コールセンター	札幌市	8	5月28日	
3	販売業	青森市	7	5月28日	自動車販売業
4	建設業	埼玉県	4	5月28日	
5	製造業	甲賀市	9	5月28日	
6	コールセンター	札幌市	29	5月27日	
7	製造業	石狩地方	8	5月27日	
8	派遣業	関市	118	5月26日	機械関連の製造業に従事
9	製造業	かつらぎ町	10	5月26日	化学製品
10	食品加工業	十勝地方	8	5月25日	
11	建設業	空知地方	5	5月25日	
12	食品加工業	宇治市	28	5月25日	製パン
13	製造業	北九州市	12	5月25日	配電盤製造
14	派遣業	宮崎市	37	5月25日	コールセンター業務
15	金属加工業	館林地方	8	5月24日	
16	倉庫業	平塚保健所管内	22	5月24日	
17	給食センター	江別市	7	5月21日	
18	製造業	小郡市	不明	5月19日	包装資材製造
19	運送業	相模原市	5	5月13日	
20	建設業	相模原市	5	4月30日	
21	製造業	天童市	15	4月19日	電子機器
22	保険業	山形市	5	4月14日	
23	公共交通機関関係	川崎市	7	3月22日	バス
24	食品加工業	埼玉県	22	3月8日	
25	製造業	大田原市	11	3月4日	建材
26	派遣業	可児市	5	3月1日	
27	製造業	相模原市	10	2月20日	
28	製造業	越谷市	26	1月20日	
29	銀行業	仙台市	5	1月13日	
30	食品加工業	成田市	13	1月13日	
31	食品加工業	常総市	47	1月11日	
32	販売業	長崎市	7	1月11日	電気製品販売
33	製造業	府中町	5	1月5日	自動車製造業本社

内閣官房においてニュース検索により、まとめられた2人以上の感染事例について、職場において発生した感染事例で、業態が記事から判明するもので、最新の掲載日（1月5日～）のものを記載。重複カウントを避けるため、同一所在地、同一業態で、掲載日が異なる事例については、一連の同一の事案として、最新の掲載日の事案のみ記載した。

資料3

在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化 に関する関係省庁会合

令和3年6月3日(木)
14時20分～14時50分
官邸4階大会議室

資料1 在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援
策の強化<検討課題>

資料2 各省庁提出資料

資料2-1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 提出資料

資料2-2 出入国在留管理庁 提出資料

資料2-3 厚生労働省(健康局) 提出資料

(別紙) 出席者一覧

(別紙)

出席者一覧

加藤 内閣官房長官
杉田 内閣官房副長官（事務）

藤井 内閣官房副長官補
中山 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

松本 出入国在留管理庁次長
君塚 出入国在留管理庁在留管理支援部長

井上 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室次長
大賀 警察庁刑事局組織犯罪対策部長
前田 総務省大臣官房総括審議官
安東 外務省領事局参事官
※代理出席（領事局長）

伯井 文部科学省高等教育局長
田口 文部科学省国際統括官
矢野 文化庁次長
竹林 厚生労働省健康局総務課長
※代理出席（健康局長）

田中 厚生労働省職業安定局長
光吉 農林水産省経営局長
中原 経済産業省大臣官房審議官（経済社会政策担当）
※代理出席（経済産業政策局長）

石田 国土交通省総合政策局長

内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室
提出資料

在留外国人の感染拡大防止の課題

- 在留外国人については、**言葉の壁**等があることから、**3密の回避等の基本的な感染防止策に関する情報が不十分**であるほか、**体調が悪くても医療機関を受診する習慣がなく、受診しようとしても意思疎通が十分にできない**といった課題がある。**マスク着用の習慣がない場合やハグをする等の生活習慣も考慮する必要がある。**
- 在留外国人に対しては、**感染予防につながる適切な情報を一人一人に届けられるような工夫が必要であり、また、感染した場合に医療につなげていくことが必要である。**
- 在留外国人に関連するクラスターとして、**母国の行事に伴う大規模パーティー**など**在留外国人が集まる会食、パブなど接待を伴う飲食店、職場（宿舎を含む。）、寮生活**などの**集団生活**といった事例が確認されている。

●事例（外国人が関連していることが報道されているもの。本年1月から5月26日）

都道府県	クラスター等の名称	規模（人）
北海道	学校・教育施設等	1～9名
北海道	パーティー	10～29名
東北地方	職場	1～9名
東北地方	職場	1～9名
関東地方	職場	1～9名
関東地方	職場	10～29名
関東地方	職場	50名以上
関東地方	職場	10～29名
関東地方	職場	10～29名
関東地方	学校・教育施設等	50名以上
関東地方	同居	1～9名
北陸地方	職場	1～9名

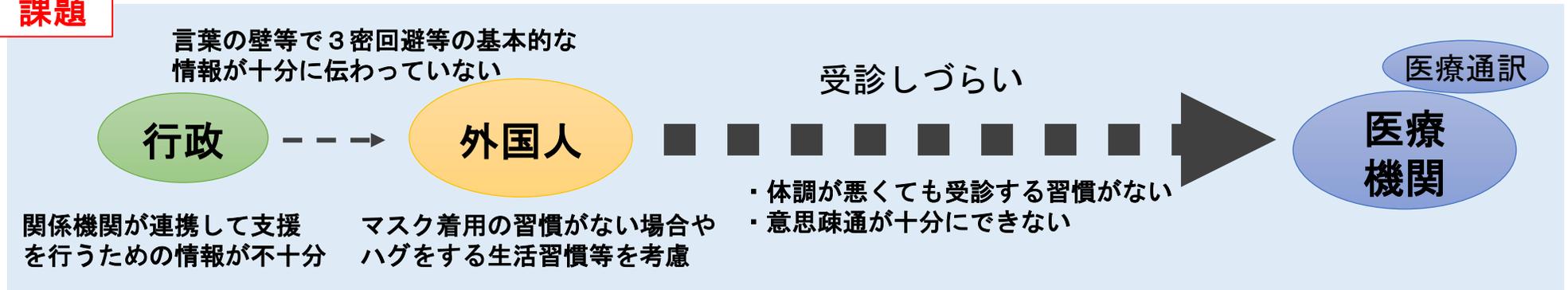
都道府県	クラスター等の名称	規模（人）
中部地方	接待を伴う飲食店	10～29名
中部地方	職場	1～9名
中部地方	接待を伴う飲食店	10～29名
中部地方	パーティー	30～49名
中部地方	職場	1～9名
中部地方	接待を伴う飲食店	10～29名
中部地方	同居	1～9名
中部地方	職場	1～9名
中部地方	パーティー	10～29名
中国・四国地方	職場	10～29名
九州地方	職場	10～29名
九州地方	寮	30～49名

在留外国人の感染拡大防止のための支援策等

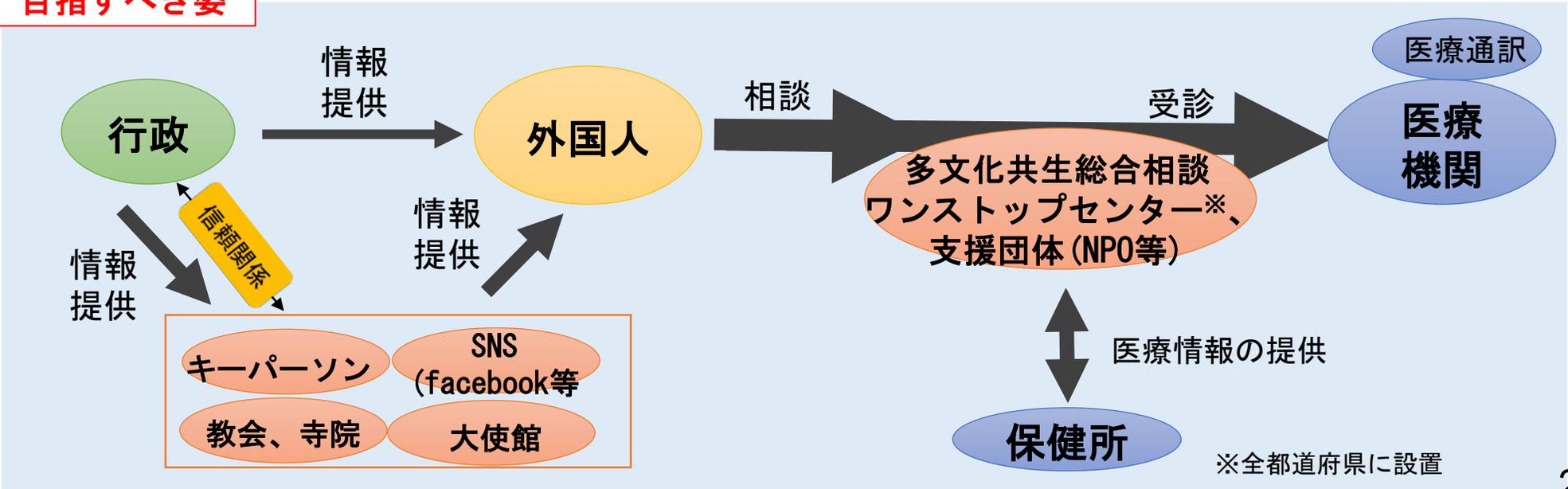
<参考1> 第46回(令和2年11月16日)
新型コロナウイルス感染症対策本部資料

- 在留外国人については、言語の壁等で3密回避等の基本的な情報が十分に伝わっていない、生活習慣の違いがある、意思疎通が十分にできず医療機関を受診しづらい等の課題。
- このため、国等が発する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる仕組みを構築。

課題



目指すべき姿



具体的な支援策

感染予防や医療アクセスの改善のため、必要な情報をわかり易く発信する

- やさしい日本語の普及促進
- 国、地方自治体等が発する情報について、一層の多言語化を推進するとともに必要な情報を発信

発信する情報をきめ細やかに周知するため、提供手段を強化する

- 外国人の生活支援情報を掲載した一元的な**多言語のポータルサイト（情報リンク集）の充実、Facebook等SNS等を利用した情報提供の強化**
- 日本の在外公館及び駐日大使館・領事館と連携した情報の収集及び駐日大使館・領事館の**ネットワークを活用した情報提供の強化**
- 各国の**インフルエンサー、キーパーソン等**を通じた情報提供
- 国の業務で**外国人と接する際等に感染防止策等の情報を提供**
- 無認可施設を含む**外国人学校への情報提供**
- 外国人労働者受入企業等への情報提供

医療アクセス向上のため、外国人相談窓口を強化する

- 国の相談窓口の運営体制の強化
- 外国人受入環境整備交付金を拡充し、地方公共団体の多文化共生総合相談ワンストップセンターの体制を強化
- 地方公共団体の相談窓口等における多言語電話通訳サービスの利用を支援
- 相談者が問題解決に向けた情報を入手できるよう、国や地方公共団体の在留支援担当者の人材育成を実施

医療アクセス向上のため、医療機関等における外国人受入れ体制を強化する

- 医療機関における多言語電話通訳サービスの活用を促進（保健所も含む）
- 119番通報、救急現場活動等で活用可能な三者間同時通訳の導入
- 国民健康保険、被用者健康保険への適正な加入の促進

外国人の学生等への支援を行う

- 外国人学校における保健衛生用品等の購入の支援
- 高等教育の修学支援

クラスターの由来を明確にし感染対策の検証を行うため、遺伝子解析を推進する

- 検疫所から国立感染症研究所への迅速な検体の送付
- 地方衛生研究所から国立感染症研究所への検体の着実な送付または検体のゲノム情報の共有について自治体に要請

※ 国・地方自治体・関係機関が連携して支援を講ずることができるよう、情報共有の取組を強化する

多言語での情報提供

<参考2> 内閣官房における取組

内閣官房新型コロナウイルス感染症 対策推進室のホームページ

18か国語に対応

英語、アラビア語、イタリア語、
スペイン語、ドイツ語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、
簡体字、繁体字、韓国語、インドネシア語、タガログ語、ベトナム語、
タイ語、ミャンマー語、ネパール語、カンボジア語

在留外国人のお祭り等における感染症対策の周知

- 在留外国人が、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等を実施するに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況がある場合には、必要な支援を講ずる必要。
- 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から地方公共団体へ、**各国の主なお祭り等の開催時期に合わせ、これらのお祭り等が安全に実施されるよう、感染拡大防止の観点から留意すべき点等について周知**を依頼。
- これまで、令和2年10月30日、11月13日、12月18日、令和3年2月19日、4月21日の5回発出。

地方公共団体の取り組み（参考：岐阜県）

- 外国人県民の感染が広がっている状況を踏まえ、「『外国人県民』感染防止強化対策」を決定（令和3年5月24日）。
- 県による外国人雇用企業への直接訪問、感染防止対策徹底要請の集中的実施。
- 多くの外国人が利用する店舗の協力の上、外国語による啓発キャンペーンの実施。
- 外国人世帯への啓発チラシの郵送配布の頻回実施。
- 周辺自治体との連携を促進する「外国人県民感染対策連絡会議」を設置。

職場・学校における積極的な検査の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月28日変更））

政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、**大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。**また、**職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。**



職場

技能実習生等が多く就労する職場については、クラスターがしばしば発生してきた労働集約的な環境、寝食等の場を共有して生活する環境等にあることが多いと考えられ、こうした職場に対する関係省庁からの重点的な働きかけが重要。

学校

留学生が多い日本語教育機関や専門学校は、クラスター発生の状況に鑑み、関係省庁からの重点的な働きかけが重要。

在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化
＜検討課題＞

我が国に在留する外国人に対し、ワクチン接種を含む新型コロナウイルスの感染予防のための支援等を円滑かつ着実に推進するため、外国人集住地域を有する地方公共団体等が開設する外国人相談窓口の運営支援を始め、国において集住地域の地方公共団体等と協力し、各種支援を着実にかつ、集中的に実施する必要がある。そこで、関係省庁連携の上、以下の課題につき早急に対策をまとめ、速やかに実施することとする。

- 1 在留外国人への情報発信の迅速化と強化【法務省、厚労省等】
 - ・ 多言語対応可能な外国人生活支援ポータルサイトの利活用の促進
 - ・ SNS、インフルエンサーらを通じた情報発信
 - ・ 在留外国人個々に対する情報発信（eメール等）の推進 等
- 2 職場における感染予防のための支援の徹底【厚労省、法務省等】
 - ・ 労働局等による感染防止対策についての働きかけの徹底
 - ・ 職場における抗原簡易キット等を活用した検査の重点的な取組
 - ・ 各国大使館等と連携し、監理団体・実習実施者等に対する周知等の迅速化
 - ・ 技能実習生の住空間・プライバシー等に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置の創設 等
- 3 外国人留学生の感染予防のための支援の徹底【文部科学省、法務省等】
 - ・ 高等教育機関、日本語教育機関等に対する迅速的確な情報提供
 - ・ 各機関における感染防止対策及び留学生らへの指導の徹底
 - ・ 留学生が多い日本語教育機関や専門学校における抗原簡易キットを活用した重点的な検査 等
- 4 在留外国人の医療機関受診等を支援するための相談体制の強化【法務省、厚労省等】
 - ・ 医療機関において適切に検査、診療等を受けることができる環境整備

の推進

- ・ 地方公共団体における多言語相談窓口の設置支援や相談窓口と保健所の連携を推進し、医療へのアクセスを向上 等
- 5 在留外国人への円滑なワクチン接種の支援に向けた取組【厚労省、法務省等】
- ・ 在留外国人に対するワクチン接種についての周知広報の促進と、相談体制の整備 等
- 6 市民団体と連携した取組支援の強化【法務省等】
- ・ 情報発信及び在留資格の更新、就労・生活支援を受けるための各種申請手続支援の強化

等